

実施	2015年2月
ヒアリング対象国	インドネシア

■インドネシアレコード産業協会 (Asosiasi Industri Rekaman Indonesia: ASIRI)

日時：2015年02月21日（土）

場所：バンドン市 パジャジャラン大学

インドネシアの音楽市場について

- ・音楽市場での国内作品と外国作品の比率は6対4。外国作品ではアメリカとイギリスの作品が人気で、これら作品の市場占有率が全体の3割。またK-popも近年は若者の間で支持されており、市場占有率が1割程度ある。日本作品はインドネシアでは人気が無く、JKT48が強い日本作品の例として挙げられた。

インドネシアにおける著作権侵害とその対策について

- ・インドネシアではフィジカルとオンラインの侵害が共に問題となっており、それら侵害規模の比率は2対8。
- ・興味深いフィジカル侵害の例としては、配信のみで販売されている楽曲がiTunesストア等で購入され、MP3パッケージとしてディスクにまとめられた後に、ショッピングモール等で違法販売されている。無論、このアルバムの正規版CDはインドネシアでは存在しない。
- ・オンライン侵害に関しては、サイバーロッカーが問題となっている。
- ・PirateBayは深刻な問題だったが、このサイトには現時点インドネシアからアクセスできない。
- ・侵害サイトの対応は国際レコード産業連盟（IFPI）の協力のもと2014年から行われており、去年は442のサイバーロッカー等のサイトを閉鎖した。これらサイトの内70%は海外のサイトであった。
- ・3、4年前はMPAやAIVIと協力して侵害サイトを摘発していたが、今はそのような共同取り組みは特に行っていない。

以前のヒアリングでは、著作権法改正で導入されたサイトブロッキングは、通信・情報省

（Ministry of Communication and Information Technology）が運営に関する規定を新たに設けなければ実施できないと聞いていたが、改正著作権法に基づいた侵害サイトのブロッキングが既に行われているとの認識を持っていた。手順としては権利者がDGIPRに侵害サイトのブロッキングを申し立てて、DGIPRより通信・情報省の電子商取引課（E-commerce and Business Division）へその要請が送られる。ただしASIRI自身はサイトブロッキングの申し立てを現状行っていない。

消費者へのPR・啓蒙活動

- ・MPAやAIVIのような権利者団体と共同PRキャンペーンを行う予定。レコード製作者に使用料を支払う必要がある事が広く認識されていないので、この問題の改善に向けてPRをする必要がある。
- ・改正著作権法の第24条にもとづき、ASIRIはカラオケ店から使用料を徴収する取り組みを2014年11月から開始した。この目的のため、ASIRIは録音楽曲の使用を正確に記録する為のソフト開発に2年前から取り組んでいた。
- ・ASIRIは現時点まで、1つのカラオケチェーンより使用料支払いの説得に成功した。ASIRIは非営利団体なので、実際の使用料の徴収はASIRINDOが行う。カラオケ店からの徴収が軌道に乗ったところで、ASIRIは次にホテルやレストランから使用料の徴収を試みる予定。
- ・ASIRIはカラオケ店から著作権料を徴収しているWAMIとも協力関係にある。しかしASIRIが取り組んでいる録音楽曲の使用料の徴収活動には協力を受けていない。

その他

- ・海賊版販売店の摘発を警察に要請するには、賄賂を警察に支払う必要がある。また、グロドックでの摘発を組織した折には、事前に情報が警察より漏れていた。
- ・BSAはジャカルタオフィスを開鎖し、オフィスをシンガポールに集約するとの話を聞いたとのこと。